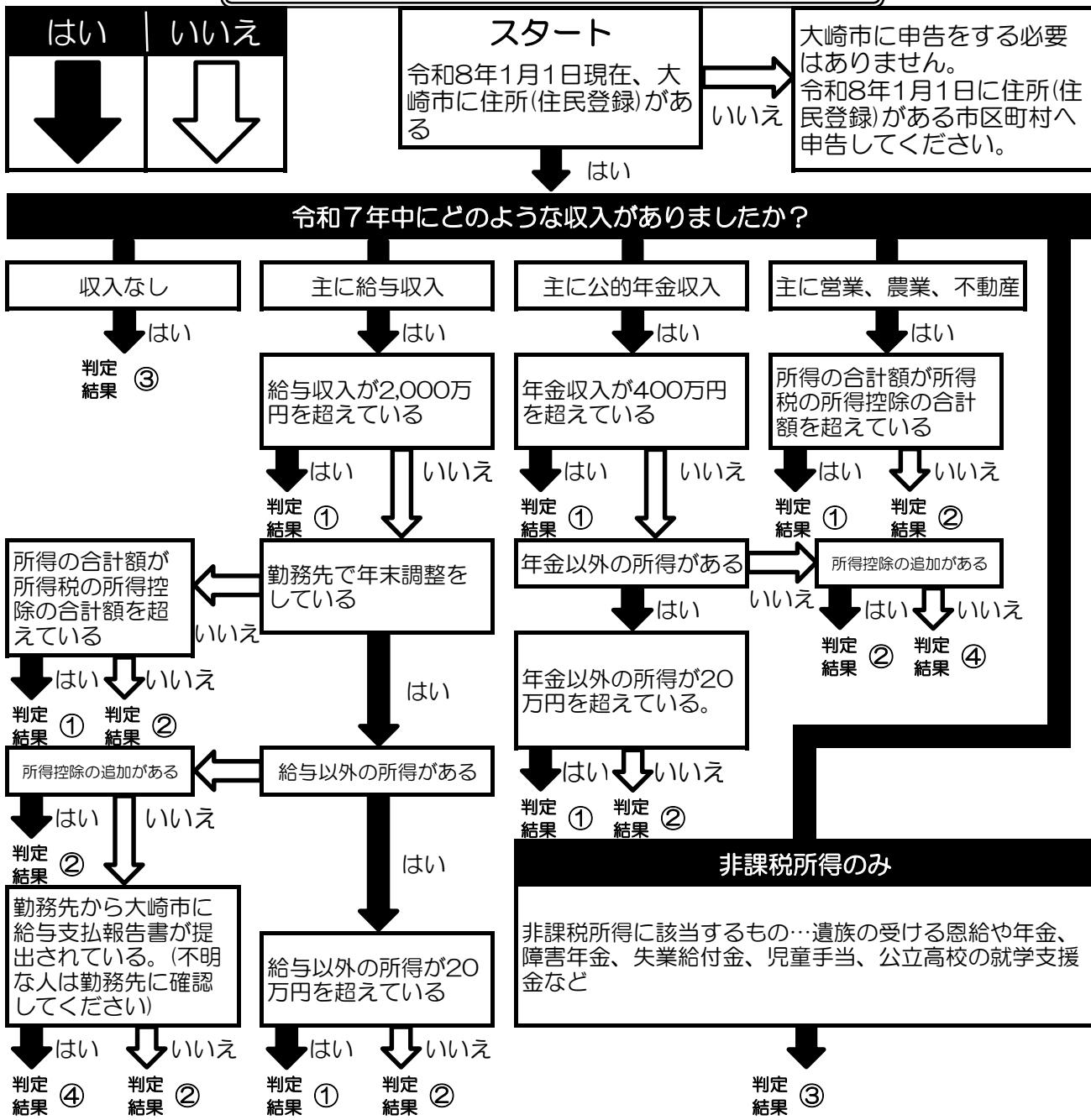


# 所得税・市県民税申告フローチャート



## 【判定結果】

① 所得税の確定申告が必要です。	申告期間中に古川税務署もしくは大崎市役所で所得税の確定申告を行ってください。ただし、1ページ記載の「市役所の会場で申告受付ができないもの」を申告される方は国税電子申告(e-Tax)、または古川税務署で申告してください。 ※混雑を避けるため、インターネットでの申告(e-Tax)をご検討ください。e-Taxに関するご質問は古川税務署(☎22-1713)へお問い合わせください。
② 市県民税の申告が必要です。	所得税が源泉徴収済の方は確定申告をすることにより所得税が還付となる場合があります。
③ 市県民税の申告が必要な場合があります。	児童扶養手当受給、介護・障害福祉サービスの申請や各種証明書の発行を希望する際に、「収入なし」の申告が必要となる場合があります。 また、国民健康保険や後期高齢者医療保険などの加入者は、保険料(税)の軽減や算定にも関係するため、必ず「収入なし」の申告をしてください。※1
④ 確定申告、市県民税の申告は必要ありません。	勤務先や年金機構等から、収入や各種控除に関する報告書があらかじめ提出されているため、確定申告、市県民税の申告は必要ありません。

※1 「収入なし」の申告をする際は、電話での市県民税申告も可能です。(大崎市総務部税務課: 0229-23-2148)

・市県民税の申告は、申告期限後でも大崎市役所本庁舎内税務課で受付を行います。

・市県民税申告書は大崎市ウェブサイトから様式をダウンロードできます。また、以下の施設にも設置しています。

## 申告書設置施設

大崎市役所本庁舎税務課、各総合支所市民福祉課  
志田地区公民館、西古川地区公民館、東大崎地区公民館、宮沢地区公民館、長岡地区公民館、富永地区公民館、敷玉地区公民館、清滝地区公民館、高倉地区公民館